

# 南相馬市の皆さんへ

予約不要  
手続費用無料

文部科学省 原子力損害賠償紛争解決(ADR)センターが  
南相馬市と連携して 健康診断会場に出張窓口を開設します

## このような ご事情はありませんか



介護や子の世話を  
しながら避難した



\*裏面の和解事例  
「公表番号2094」を  
ご参照下さい



避難によって  
家族が離れ離れに



自宅の除染  
作業を行った



自家消費していた  
野菜や米を  
作れなくなった



直接請求した  
営業損害を  
ADRで改めて算定

個別の事情に基づいて  
東京電力への  
直接請求によるよりも  
増額されたり  
直接請求では  
受けられなかった  
賠償が受けられる  
場合があります

「自分も該当するかも」と思った方は、下記日程で設置する出張窓口にお越し下さい

| 日  | 月     | 火              | 水     | 木     | 金           | 土     |
|----|-------|----------------|-------|-------|-------------|-------|
|    |       | <b>7月</b> 1 鹿島 | 2     | 3 鹿島  | 4 鹿島        | 05    |
| 6  | 7 鹿島  | 8 鹿島           | 9     | 10 原町 | 11 原町       | 12    |
| 13 | 14    | 15             | 16 原町 | 17 原町 | 18 原町       | 19    |
| 20 | 21    | 22             | 23    | 24 原町 | 25 原町       | 26 原町 |
| 27 | 28    | 29 小高          | 30 小高 | 31 小高 | <b>8月</b> 1 | 2     |
| 3  | 4 原町  | 5 原町           | 6 原町  | 7     | 8           | 9     |
| 17 | 18    | 19 原町          | 20 原町 | 21 原町 | 22          | 23    |
| 24 | 25 原町 | 26 原町          | 27 原町 | 28    | 29          | 30    |

2025年(令和7年)

会場とADR受付時間

鹿島:  
鹿島保健センター  
8:30~14:30

小高:小高保健福祉センター  
8:30~14:30

原町:サンライフ南相馬  
8:30~14:30

南相馬市以外の方でもご利用できます。健康診断を受診されない方でもご利用できます。

国の機関であるADRセンターでは 無料で話し合いによる解決の仲介をします

- ・ADR手続の流れ
- ・センターの  
事務所・支所等



お問い合わせ先 文部科学省 原子力損害賠償紛争解決センター (ADRセンター)



0120-377-155 (平日10時~17時)

ADRセンター相双支所  
(南相馬市役所北庁舎2階)でも  
平日は毎日、申立ての受付を  
しています

この2階です  
※予約不要  
9時~17時



平日昼間には時間が取れない方は

**平日夜間・土曜窓口** をご利用ください

2026年3月までの 偶数月 第1土曜日 奇数月 第1水曜日

対面(福島事務所へ来所)  
\*郡山駅徒歩5分



予約  
優先制

避難先や ご自宅からも  
利用できます



電話

オンライン(Zoom会議)

完全予約制(先着順)

詳細はこちらから



【生活基盤変容による精神的損害の増額が認められた事例】

公表番号2094

■申立人：緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していた方(夫・妻・母)

■ポイント及び和解内容：

①申立人母が原発事故当時の**居住期間が80年以上**にわたっていたこと、亡父(申立人母の夫)の営んでいた農林業を手伝っていたほか、地域の婦人会の会長を務めるなど、地域社会との強い関わり合いがあったこと等が考慮され、**生活基盤変容**による精神的損害(中間指針第五次追補の定める目安額50万円)の**増額分として30万円**の賠償が認められた。

②申立人母と同居していた申立人妻について、原発事故当時の**居住期間が40年程度**にわたっていたこと、申立人夫の営んでいた農林業を手伝っていたほか、PTAや地域の婦人会等の活動を通じて地域住民と交流していたなど、地域社会と相当程度の関わり合いがあったこと等を考慮し、**生活基盤変容**による精神的損害(中間指針第五次追補の定める目安額50万円)の**増額分として10万円**の賠償が認められるなどした。



生活基盤の変容とは

住居があった区域の元の地域社会の機能が低下してしまい、故郷がかなり変質した状況のことをいいます。

【成人間家族別離について慰謝料が増額された事例】 公表番号2006



避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)から避難し、原発事故に起因する精神的損害の賠償を求める訴訟の確定判決を有する申立人について、**成人である娘との別離**を余儀なくされたことを考慮して、**日常生活阻害慰謝料**(増額分)43万円の賠償が認められるなどした。

日常生活阻害慰謝料とは

避難等を余儀なくされたことにより、日常の平穏な生活が長期間妨げられたために生じた精神的苦痛に対する慰謝料です。

「ADRは、手続きが大変そう」と思われている方へ

ADRの申立て手続の  
解説漫画をご覧ください

未来と希望のために  
もうひとつの選択肢 **“ADR”**

東電福島第一原子力発電所事故を受けて家族と共に浜通りから避難したワカイ ススムがADRセンターの存在を知り、原発事故により“止まってしまった時間”を再び進められるようになるまでの物語と、最近の代表的な和解事例等について、分かりやすく解説しています。



こちらから  
ご覧いただけます

